

# 択一式トレーニング問題集の使い方

## 1 本書の位置づけ

択一式トレーニング問題集は、科目別講義テキスト<sup>※1</sup>に準拠した問題集です。おおむね過去15年間の本試験問題とオリジナル予想問題を、一問一答の形式により、テキスト項目の順に網羅的に出題しております。択一式試験対策の主要教材としてご活用下さい。

## 2 仕様

### 〔1〕出題問題

科目別講義テキスト<sup>※1</sup>の内容に対応するおおむね過去15年間の本試験問題とオリジナルの予想問題です。

### 〔2〕出題形式

問題を左ページ、解答・解説を右ページとする見開きの構成により、一問一答形式で収載しております。

※1 科目別講義テキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキストのみの一般販売はしていません。

## 〔3〕表示の意味

### 左 問題ページ

#### ① 問題番号

② 出題元：令0501B…令和5年試験問題の問1Bの問題であることを示します。  
OR…オリジナル問題であることを示します。

③ {新}：直近の本試験問題

④ チェック欄：チェック欄は、問題の習熟度合を図る目安として活用下さい。

☆：科目別講義テキスト<sup>※2</sup>の「☆」に関連する優先順位の低い問題であることを示します。

⑤ 改正：今次の改正が関連する問題であることを示します。

左ページ

<p>第3節 労働基準</p> <p>① ② ③ ④ ⑤</p> <p>問題 025 令0501B <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆ 改正</p> <p>労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。</p> <p>問題 026 令0301A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆</p> <p>労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。</p> <p>問題 027 平2505C <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等者である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。</p> <p>問題 028 平2101A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならないが、使用者よりも経済的に弱い立場にある労働者についてはこのような義務を定めた規定はない。</p> <p>11 第1章 総則</p>	<p>第3節 労働基準</p> <p>⑥</p> <p>解答 025 × S63.3.14基発150 / P.13 社労士24P5▼</p> <p>労働条件とは、賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件すべてを含む労働者の一切の待遇をいう。</p> <p>解答 026 ○ S22.9.13発基17 / P.13 社労士24P5▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>⑦ 解説 【労働基準法第1条第2項】 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。</p> <p>解答 027 ○ 法2条 / P.14 社労士24P6▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>解答 028 × 法2条 / P.14 社労士24P6▼</p> <p>本敗の義務は、労働者にも課せられる。</p> <p>解説 【労働基準法第2条第2項】 「労働者及び使用者」は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。</p> <p>総則 第1章 12</p>
--	---

右ページ

### 右 解答・解説ページ

⑥ 科目別講義テキスト<sup>※2</sup>と社労士24レクチャーテキスト<sup>※2</sup>の参照ページを示します。

⑦ +Q：問題に関する補足説明や周辺知識の内容を記載しています。

※2 科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストのみの一般販売はしておりません。

### 3 択一式トレーニング問題集の使い方

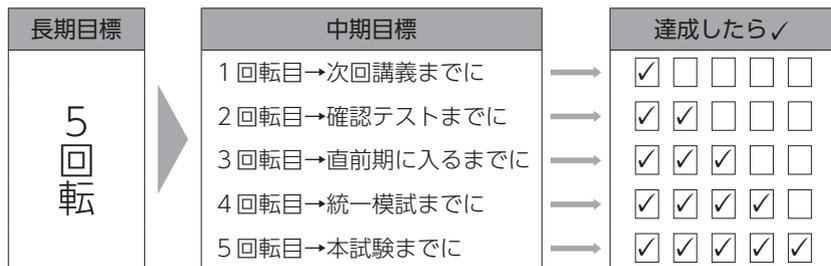
#### 〔1〕問題を解く目的

問題を解く目的は、正誤を憶えることではなく、正誤判断をするための「キーワード」と「その理由」を憶えることです。したがって、問題を解くに当たっては、「キーワード」と「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか、どうであれば正しいのか」を見つけ、憶え込むことを強く意識するようにしましょう。

#### 〔2〕回転と目標

問題のキーワードを記憶として定着させるためには、繰り返し問題を解く（回転させる）ことが必要です。そのため学習初期から、本試験までに何回転するか（長期目標）、各回転をいつまでにするか（中期目標）を定めておき、これらに基づいて、その週・その日に何問解くか（短期目標）を決めましょう。なお、中期目標の達成の都度、チェック欄をチェックしていくと、回転の進捗状況が一目でわかって便利です。

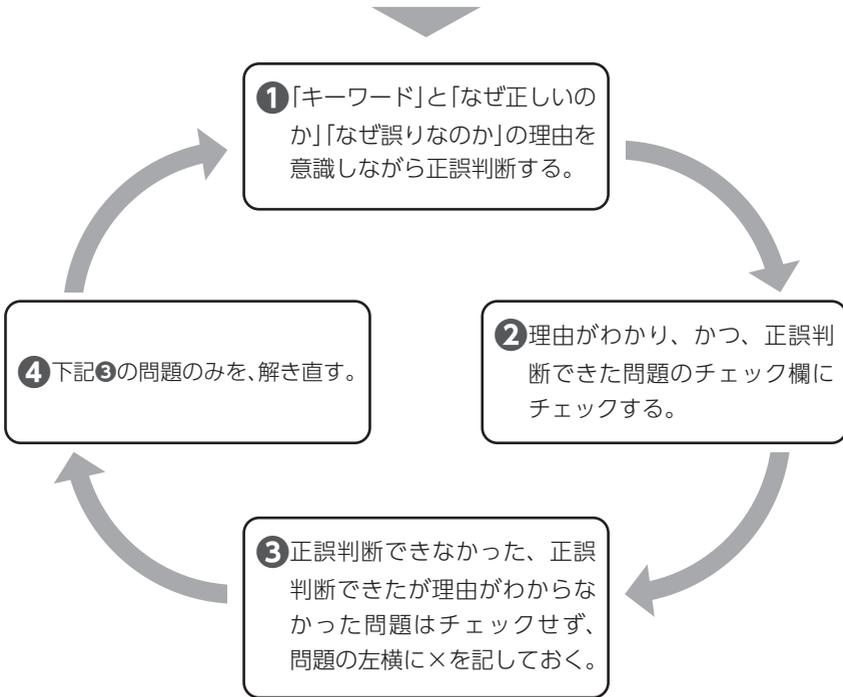
#### 《例》長期目標を5回転とした場合



### 〔3〕問題の具体的な取り組み方

問題の取り組み方は様々です。以下ではその一例をご紹介しますので、参考にしてください。

制限時間（「問題数×30秒以内」など）を設け、制限時間内で解答する。



上記①～④の手順を繰り返し、すべて又は大部分の問題にチェックがついたら、1回転目は終了。

## 〔4〕問題集巻末の「進捗表」について

巻末に「進捗表」がございます。こちらをご利用になり、ご自身の弱点部分を明確にし、早期克服に心掛けましょう。

## 〔5〕問題集巻末の「青シート」について

巻末に「青シート」がございます。解答解説ページを隠すシートとしてご利用下さい。

# 4 よくある質問

## 〔1〕解くべき問題の優先順位について

問題集には数多くの演習問題が収録されているので、特に初めて学習をされる方は、優先順位を決めたうえで問題を解いていくことをお勧めします。一例として、「☆」の問題は一旦とばしておきましょう。

## 〔2〕同じ問題を何度も間違えて、次に進めない…

問題を間違えるということは、その問題のキーワードを憶える第一歩です。しかし、間違えが続いてしまう問題は、一旦とばして次の問題に取り組みましょう。学習が進み、科目の全体像や他の科目との関係が把握できてから理解できる内容の問題もあるからです。

## 〔3〕テキストとトレーニング問題集はどっちが大事？

テキストのみでは、問題のキーワードを知ることができません。また、トレーニング問題集のみでも、全体像を把握しにくいことがあります。いずれか一方に偏るのは得策とはいえません。最も有効なのは、テキストとトレーニング問題集相互で補い合うという学習方法で、①テキストの概要を把握する→②トレーニング問題集を解き、キーワードを記憶する→③テキスト中のキーワードを部分読みする→④上記②③を繰り返すというものです。また、トレーニング問題集で記憶したキーワードや引っ掛け方をテキストの該当箇所に書き込んでおくという方法もお勧めです。

## 第2節 総 則

---

**問題 001 雇令0208D**

労働保険徴収法は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めている。

**問題 002 災平2908E**

住居の利益は、住居施設等が無償で供与される場合において、住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給されない場合は、当該住居の利益は賃金とならない。

**問題 003 雇令0110C**

労働保険徴収法第2条第2項の賃金に算入すべき通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、労働保険徴収法施行規則第3条により「食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるところによる」とされている。

**問題 004 雇令0510A** 

労働保険徴収法における「賃金」のうち、食事、被服及び住居の利益の評価に関し必要な事項は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長が定めることとされている。

**問題 005 O R**

労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乘せするなど前払いされる場合は、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入しない。

## 第2節 総 則

---

**解答 001** ○ 法1条 / P2 社労士24P2▼

記述の通り正しい。

**解答 002** ○ 則3条 / P3 社労士24P一▼

住居の利益は、賃金になり得るが、住居施設等は無償で供与される場合において、住居施設が供与されない者に対して住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給されない場合は、当該住居の利益は賃金とならない。

**解答 003** ○ 則3条 / P3 社労士24P3▼

記述の通り正しい。

**解答 004** × 法2条 / P3 社労士24P3▼

賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、「厚生労働大臣」が定める。

**解答 005** × H15.10.1基徴発1001001 / P4 社労士24P3▼

本肢の場合、労働の対償としての性格が明確であり、労働者の通常の生計にあてられる経常的な収入としての意義を有するので、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に「算入する」。

## 第4節 保険関係の一括

---

**問題 029** 災令0510A **新**

事業主が同一人である2以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であって、労働保険徴収法施行規則第10条で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該2以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることを継続事業の一括という。

**問題 030** 災令0510B **新**

継続事業の一括に当たって、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業と、一元適用事業であって労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している事業とは、一括できない。

**問題 031** 災令0510C **新**

継続事業の一括に当たって、雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業については、それぞれの事業が労災保険率表による事業の種類を同じくしている必要はない。

**問題 032** 災令0510D **新**

暫定任意適用事業にあつては、継続事業の一括の申請前に労働保険の保険関係が成立していなくとも、任意加入の申請と同時に一括の申請をして差し支えない。

## 第4節 保険関係の一括

---

**解答 029** ○ 法9条／P20 社労士24P9▼

記述の通り正しい。

**解答 030** ○ 法9条、則10条／P20 社労士24P9▼

継続事業の一括については、「それぞれの事業が以下アからウのいずれか一にのみ該当するものであること」が一要件となっている。

ア 労災保険に係る保険関係が成立している二元適用事業

イ 雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業

ウ 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が両保険とも成立している一元適用事業

したがって、「アとイ」「アとウ」「イとウ」は、いずれも一括することはできない。つまり、一括するためには、それぞれの事業について成立している保険関係に同一性があることが必要である。

**解答 031** × 則10条／P20 社労士24P9▼

雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業についても、それぞれの事業が労災保険率表による事業の種類を「同じくしている必要がある」。

**解答 032** ○ S40.7.31基発901／P20 社労士24P9▼

記述の通り正しい。

### 第3節 特別加入保険料

---

**問題 081 災令0210C**

第2種特別加入保険料額は、特別加入保険料算定基礎額の総額に第2種特別加入保険料率を乗じて得た額であり、第2種特別加入者の特別加入保険料算定基礎額は第1種特別加入者のそれよりも原則として低い。

**問題 082 災令0508A** 

中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の4であり、当該中小事業主等が労災保険法第34条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のと、令和5年度の保険年度1年間における第1種特別加入保険料の額は17,520円となる。

**問題 083 災令0210B**

継続事業の場合で、保険年度の中途に第1種特別加入者でなくなった者の特別加入保険料算定基礎額は、特別加入保険料算定基礎額を12で除して得た額に、その者が当該保険年度中に第1種特別加入者とされた期間の月数を乗じて得た額とする。当該月数に1月未満の端数があるときはその月数を切り捨てる。

### 第3節 特別加入保険料

---

**解答 081** × 則21条、22条／P41 社労士24P18▼

第2種特別加入保険料額に係る特別加入保険料算定基礎額と第1種特別加入保険料額に係る特別加入保険料算定基礎額のそれぞれの算定に用いる給付基礎日額は、いずれも同じ範囲の額が定められているので、特別加入保険料算定基礎額も同じ範囲の額となる。

**解答 082** ○ 法13条、則21条、別表4／P41 社労士24P18▼

本肢については、「給付基礎日額 (12,000円) × 365日 × 4 / 1000 = 17,520円」となる。

**解答 083** × 則21条／P41 社労士24P18▼

当該月数に1か月未満の端数があるときはその月数を「1か月とする」。

## 第6節 有期事業の概算保険料の延納

---

### 問題 139 災令0309



労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、本問における「概算保険料申告書」とは、労働保険徴収法第15条第1項及び第2項の申告書をいう。

- A 事業主が概算保険料を納付する場合には、当該概算保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した概算保険料申告書に添えて、納入告知書に係るものを除き納付書によって納付しなければならない。
- B 有期事業（一括有期事業を除く。）の事業主は、概算保険料を、当該事業を開始した日の翌日から起算して20日以内に納付しなければならないが、当該事業の全期間が200日であり概算保険料の額が80万円の場合には、概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすることにより、当該概算保険料を分割納付することができる。
- C 労働保険徴収法第16条の厚生労働省令で定める要件に該当するときは、既に納付した概算保険料と増加を見込んだ賃金総額の見込額に基づいて算定した概算保険料との差額（以下「増加概算保険料」という。）を、その額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならないが、当該申告書の記載事項は増加概算保険料を除き概算保険料申告書と同一である。
- D 概算保険料の納付は事業主による申告納付方式がとられているが、事業主が所定の期限までに概算保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。
- E 事業主の納付した概算保険料の額が、労働保険徴収法第15条第3項の規定により政府の決定した概算保険料の額に足りないとき、事業主はその不足額を同項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に納付しなければならない。

## 第6節 有期事業の概算保険料の延納

---

### 解答 139 C

- A ○ 法15条、則38条／P 50 社労士24P 21▼  
記述の通り正しい。
- B ○ 法3条、15条、則28条／P 74 社労士24P 33▼  
記述の通り正しい。

#### **+α** 【有期事業の延納】

①納付すべき概算保険料の額が75万円以上のもの又は②当該事業に係る労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されているもの（事業の全期間が6月以内のものを除く。）についての事業主は、延納の申請をした場合、その概算保険料をその事業の全期間を通じ一定の期に分けて納付することができる。

- C × 法16条、則25条／P 61 社労士24P 22▼  
増加概算保険料申告書の記載事項は、増加概算保険料の他に「保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日」等も規定されているため、概算保険料申告書と同一ではない。
- D ○ 法15条／P 53 社労士24P 23▼  
記述の通り正しい。
- E ○ 法15条／P 54 社労士24P 23▼  
記述の通り正しい。

## 第10節 印紙保険料

---

### 問題 156 雇平2409B

印紙保険料の納付は、日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙をはり、これに消印して行い、又は、あらかじめ所轄都道府県労働局歳入徴収官の承認を受けて、納入告知書に当該印紙保険料額を添えて直接金融機関に納付することによって行うことができる。

### 問題 157 雇令0209C ☆

印紙保険料の納付は、日雇労働被保険者手帳へ雇用保険印紙を貼付して消印又は納付印の押印によって行うため、事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出させなければならず、使用期間が終了するまで返還してはならない。

### 問題 158 雇令0509C ☆

印紙保険料納付計器を厚生労働大臣の承認を受けて設置した事業主は、使用した日雇労働被保険者に賃金を支払う都度、その使用した日の被保険者手帳における該当日欄に納付印をその使用した日数に相当する回数だけ押した後、納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を所轄都道府県労働局歳入徴収官に納付しなければならない。

## 第10節 印紙保険料

---

**解答** 156 × 法23条／P85 社労士24P38▼

印紙保険料の納付については、納入告知書に印紙保険料額を添えて直接金融機関に納付するという方法はない。

**解答** 157 × 法23条／P85 社労士24P－▼

提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があったときは、これを返還しなければならない。

**解答** 158 × 法23条、則44条／P85 社労士24P38▼

事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合において、印紙保険料納付計器により印紙保険料を納付するときは、その者に賃金を支払うつど、その使用した日の被保険者手帳における該当日欄に納付印をその使用した日数に相当する回数だけ押さなければならない。したがって、本肢のように「被保険者手帳における該当日欄に納付印をその使用した日数に相当する回数だけ押した後、納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を所轄都道府県労働局歳入徴収官に納付しなければならない」ではない。